

＜5月臨時市議会＞

議長に佐藤氏 副議長に桜庭(末)氏を選任

去る5月28日に開れた臨時市議会(会期1日)には、専決処分3件と公設総合地方卸売市場特別会計の補正予算案が提出されましたが、いずれも原案どおり可決、承認されました。

さらに、この臨時市議会では、議事人事案件も上提され、市議会議長には佐藤民二郎氏(留任)、副議長には桜庭末吉氏が選任されたほか、各常任委員会や特別委員会のメンバーも下記のように再編成されました。

＜常任委員会の構成＞

- ◎委員長
◎副委員長

◎総務財政

- ◎石田徳太郎, ◎安達友一, 桜庭末吉, 工藤良一, 鳥瀨哲治, 若松清一, 田中国司, 菅原勇治, 石戸谷錦吉

◎厚生

- ◎奈良友二, ◎佐々木丈雄, 柳館邦男, 佐々木正治, 湯瀬勝衛, 佐藤民二郎, 成田耕三, 桜庭勝美, 西村久平

◎教育産業

- ◎菅原一雄, ◎伊藤武吉, 戸田竹雄, 成田利一, 木次谷 務, 上村 清, 畠山耕英, 築館米三郎, 畠山勝蔵



議長 佐藤民二郎氏



副議長 桜庭末吉氏

消防長には成田氏

～6月1日付～



大館周辺広域市町村圏消防の消防長に成田誠一氏(豊町)が就任しました。成田氏は花岡町出身で昭和8年、県立大館中学校卒業し、4年ほど花矢図書館に勤務したあと、秋田県巡査を振り出しに、33年間にわたって、警察関係の仕事を担当し、鷹巣、五城目の警察署長、警察学校長などを歴任したほか、今年4月、秋田県職を退職する直前には、秋田県消防学校長の要職にあった方で、人物、経歴ともに消防長としては適任者といわれており、今後の広域消防での活躍が期待されているところです。

＜議会運営委員会＞

◎議会運営

- ◎佐々木正治, ◎石戸谷錦吉, 石田徳太郎, 奈良友二, 畠山耕英, 築館米三郎, 田中国司, 伊藤悦二, 畠山勝蔵

＜特別委員会＞

◎公害対策

- ◎柳館邦男, ◎成田耕三, 戸田竹雄, 谷地田一雄, 日景助次, 工藤良一, 上村 清, 石垣忠一, 岩沢運三, 斎藤芳二, 若松清一, 西村久平

◎東北新幹線秋田県ルート誘致

- ◎石田徳太郎, ◎斎藤芳二, 佐々木正治, 奈良友二, 畠山耕英, 築館米三郎, 田中国司, 菅原勇治, 菅原一雄, 佐々木丈雄, 石戸谷錦吉

＜総務課＞(課長・渡辺正明)

◎秘書広報係

- ◎秘書に関する事
◎市長会および助役会に関する事
◎市長および助役の事務引継ぎに関する事
◎褒賞および表彰に関する事
◎広報(庁内広報を含む)の発行に関する事
◎市勢要覧の発行に関する事
◎庶務係
◎諸行事の総合調整に関する事
◎儀式に関する事
◎行政協力員に関する事
◎出張所(矢立を除く)の総括に関する事
◎電話(教委所管の出先施設を除く)の設置および管理に関する事
◎市庁舎の管理に関する事
◎貯蓄奨励に関する事
◎防災計画および災害救助の統括に関する事
◎消防団に関する事
◎特別職員(臨時職員を除く)の任命および報酬等に関する事
◎その他、他の課に属しないこと

◎文書考査係

- ◎議会の招集および提出議案の総括等に関する事
◎条例、規則の審査および公布、編さん整理に関する事
◎決議権限に関する事
◎公印の制定および保管に関する事
◎行政考査に関する事
◎文書の審査および浄書、印刷に関する事
◎文書の收受、発送および整理保存に関する事
◎決裁文書等の庁内回送に関する事

◎図書、法規類集および官報等の整理保存に関する事。

◎計算係

◎計算機による計算事務(帳票の作業を含む)に関する事。

＜職員課＞(課長・細田成信)

◎職員係

- ◎職員の任免、分限、懲戒、その他身分に関する事
◎職員の給与、旅費および一般職の職員以外のものの旅費に関する事
◎職員の研修に関する事
◎職員の福利厚生に関する事
◎臨時職員(時間的臨時職員を含む)の雇用に関する事
◎市町村職員共済組合に関する事
◎職員団体に関する事
◎公平委員会に関する事

各課の仕事

＜財政課＞(課長・渡辺喜一郎)

◎財政係

- ◎財政計画および調査に関する事
◎予算の編成および総括に関する事
◎予算の令達、配分および執行監督に関する事
◎交付税に関する事
◎市債に関する事
◎財政報告書の公表に関する事
◎指定金融機関等の指定に関する事
◎一時借入金に関する事

◎庶務係

- ◎物品(用品基金に属するものを含む)の発注および検収(他課に属するものは除く)に関する事
◎不用品(廃林を除く)の処分に関する事
◎課内の庶務および課内で使用中の物品管理ならびにこれらの統括に関する事

青い羽根募金にご協力を

7月1日から1ヵ月、水難防止強調月間が始まります。市でもこの月間にちなんで、青い羽根の募金運動をすすめることにしました。この募金運動は、水難事故防止と救済事業をすすめる資金の一助とすために行なうものですから、市民の皆さんの暖かいご協力をお願いします。なお、募金は、一世帯当たり10円以上のご芳志をお願いすることになっておりますので、行政協力員がお伺いした際には、すすんでご協力くださるようお願いいたします。(厚生課・保健衛生係)

十二所出張所仮移転(公民館)

のお知らせ

市では、十二所公民館(出張所併設)を新築することに決め、現在の公民館を解体します。そのため、さる6月11日から同公民館、出張所が元佐藤医院宅(十二所字谷地町17)に移転して執務を行なっています。新築工事は、11月末の完成をメドにすすめられます。完成までの間十二所地区の皆さんには大変ご不便をおかけすることになりますが、新築工事という事情をご察しの上、ご理解くださるようお願いいたします。

住宅用地と住宅用地以外の土地を分離課税

申告は7月31日までに

48年度の地方税法の一部改正により今年度分の固定資産税から、住宅用地と、住宅用地以外の土地等を分離して課税することになりました。そのため、市の税務課では、この分離による申告書を、7月10日頃までに、住宅用地の所有者に送付することになっていますので、住宅用地の所有者はつぎの事項を記入し、7月31日まで提出してくださいようお願いしています。

- ①所有者の住所、氏名、法人の場合は、法人名と代表者名
②所在地および台帳地積、家屋の所有者氏名、家屋の種類、家屋番号、構造、用途、延面積
③②もつばら、人の居住の用に供されてい

る部分の延面積、居住の用に供した年月日。

＜変わる固定資産税＞

この申告によって、48年度の固定資産税はつぎのようになります。

◎住宅用地については、現行制度によって計算された課税標準額が、評価額の2分の1に満たない場合は、その額が課税標準額になります。

また、評価額の2分の1をこえる場合は、2分の1にとどめられます。

◎住宅用地以外の土地(法人所有の宅地等)については、評価額に基づく税額と現行制度による48年度の額との差額の3分の2の額を;評価額に基づく税額から減額したものが、48年度の税額になります。

したがって、固定資産税が変更になるため、不足額については、第3期以降(12月)の納期から納めていただくことになります。市の税務課では、税

法の改正による今度の住宅用地等の分離課税にあたって、市民の皆さんのご理解とご協力をのぞんでいます。

＜計算例＞

Table with columns: 48年度の評価額, 現行制度による課税標準額, 評価額に基づく税額, 現行制度に基づく税額, 差額, 48年度の税額, 今後増額される額. Includes a summary table for tax amounts by period.

大館・津 大館。津軽ルートを實現しよう